

ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭への支援

☎ 子ども支援課 手当係 ☎7185-1111(内線849)

ひとり親家庭等でお子さんを抱えての生活の不安や悩みの相談、ひとり親世帯等が利用できる制度があります。専門のスタッフが相談に応じます。お気軽にご相談ください。

🌸 児童扶養手当

18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子世帯の母・父や母・父に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※所得制限があります。詳細は、ホームページ又は担当課にお問い合わせください。

🌸 ケースワーカー、母子・父子自立支援員による相談

ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供、離婚前・離婚後の相談、就労に関する相談に応じています。必要に応じ、専門機関へのご紹介等も行っています。

🌸 ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭や父子家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している親と子どもを対象に、保険医療費の自己負担額分を助成しています。

※所得制限があります。利用前に登録申請が必要です。

🌸 ひとり親家庭の支援事業

小学校6年生までの児童を養育しているひとり親、養育者の方でファミリーサポート、一時預かり、「あい・あびこ」の家事支援、病児・病後児保育の各事業を利用した場合、支払った料金の一部を助成します。

※所得制限があります。利用前に登録申請が必要です。

